

I 1 (1) 経営とは経営者の自主的な判断で事業を行うことであるが、農業経営も同様に農業経営者の自主的な判断で創意工夫を活かした生産・流通・販売を行うことを指すと考えてよいのか見解を伺いたい。

(答)

農業経営については、これを育成するために国、地方自治体等が講じる様々な措置の活用も含め、農業者の創意や工夫によって営まれることが重要である。

I 1 (2) 食の安全や安心、また、環境維持等を理由に、現在、農業経営に種々の要件が課されているが、今後も、農業経営は一定の要件の下でなされるべきものと考えておられるのか、見解を伺いたい。

(答)

- 1 農業経営については、他の事業経営と同様に、様々な社会的要請（農業分野で言えば、食の安全・安心、環境への配慮等）を満たしながら取り組まなければならない。
- 2 なお、国は効率的かつ安定的な農業経営を育成するために様々な措置を講じているが、その対象となるには、国が求める一定の要件を満たすことが必要である。

I 1 (3) 現在、担い手育成によって、生産コストの削減、食の安定供給及び自給率の向上を図るとの方針を示されているが、担い手たる経営者の判断に委ねた場合、利益率等の要因により、当然、安定供給がなされない品目も発生すると考えられるが、見解を示されたい。

(答)

- 1 我が国農業が直面している最大の課題は、農業従事者の減少・高齢化により、生産構造のぜい弱化が進んでいることである。このため、担い手を育成し、農業の生産構造を強化することが食料の安定供給に寄与するものとする。
- 2 なお、生産コストの削減、食料の安定供給及び自給率の向上については、担い手育成のみによって行われるものでなく、様々な施策をもって行うものである。

I 2 . 担い手の育成に係る要件について

(1) 農業経営改善計画の達成度合の検証がなされているか教示願いたい。検証されている場合、現在の全体の達成度合を教示願いたい。

- 1 農業経営改善計画の達成度合の検証については、認定農業者の経営改善に向けた取組を促進する観点から、計画の認定を行った市町村が、達成状況を把握し、達成状況に応じた支援や指導を行うことが重要である。
- 2 現在、全ての市町村で、農業経営改善計画の達成状況の確認が行われているところであるが、当該達成状況について全国的な集計は行っていない。

I 2 . 担い手の育成に係る要件について

(2) 現在、認定農業者の要件の中に経営面積の拡大目標があるが、経営内容を改善する場合、作物転換等により経営規模の縮小による改善も考えられる。また、品目横断的経営安定対策の担い手要件の中に経営面積の要件があるが、経営基盤となる面積は、個々の経営内容や収益から経営者が判断すべきものである。したがって、一律的に経営規模を目標や要件とするべきではなく、あくまで経営内容の健全性やビジネスモデル等に着目して認定すべきと考えるが、見解を伺いたい。

- 1 我が国の土地利用型農業については、規模拡大のテンポが緩やかであり、担い手への農地の利用集積を進めることが、農政の重要な課題となっている。
また、土地利用型農業は言うまでもないが、土地利用型農業以外の畜産、施設野菜等であっても、経営規模の拡大は、農業者が所得の向上を図る上で極めて重要な要素の一つであり、これを経営改善の目標として推進することには大きな意味があるものと考えている。
- 2 ただし、農業生産に加えて、加工・販売等に取り組み、経営改善を図ろうとする農業者や、畜産や野菜など、経営面積は小さくても集約的な経営を行うことにより経営改善を図ろうとする農業者も各地に存在するところである。
- 3 このため、認定農業者制度においては、農業経営改善計画の認定要件の一つである「その計画が基本構想に照らし適切なものであること」の判断に当たって、当該計画について、経営規模のみを目安とするのではなく、計画で掲げる経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の農業経営の改善に関する目標を総合的に判断して、結果的に基本構想に定められた目標とすべき所得水準等において目標の達成が確実と見込まれるときは、これを認定することとされているところである。
- 4 したがって、例えば、農業経営改善計画の農業経営の規模の拡大に関する目標が基本構想に示された経営規模を下回る場合や、基本構想に示されていない営農類型の経営であっても、合理的な生産方式を採用すること等によって目標所得等を実現し得るものであれば、認定するよう運用されている。
- 5 なお、品目横断的経営安定対策の対象は、米、麦、大豆等の土地利用型農業を行う担い手であり、土地利用型農業の特性から一定の経営面積を有することを基本的要件としているが、野菜等の高収益作物などで相当の所得を得ている複合経営については、経営規模が要件を満たしていなくとも、所得に着目した別途基準により対象となり得る仕組みとしているところである。